

世羅町下水道事業経営審議会

第1回

■はじめに

(1) 経営審議会の目的

本審議会は、下水道事業の経営および、下水道使用料のあり方について検討・審議を行うものです。

(2) 審議の内容

将来にわたり下水道事業の持続可能な運営を行うため、適正な下水道使用料のあり方について審議をお願いいたします。

(3) 審議会スケジュール（予定）

	時期	審議事項
第1回	令和8年9月28日(月)	経営状況の確認、経営見通しの確認
第2回	令和8年10月16日(金)	使用料体系・改定率の検討
第3回	令和8年11月17日(火)	改定案の作成、答申案
第4回	令和8年12月23日(水)	答申

議題

0 1. 現状と課題

0 2. 課題解決に向けて

0 3. 使用料体系

■ 世羅町下水道事業の概要①

(1) 事業・処理区域等

事業 (供用開始年月)	処理区域	処理場
公共下水道 (平成21年4月)	1 処理区 ・ 甲世処理区	甲世浄化センター (世羅町大字川尻104番地3)
特定環境保全公共下水道 (平成21年4月)	1 処理区 ・ 甲世処理区	甲世浄化センター (世羅町大字川尻104番地3)
農業集落排水 (平成12年4月)	1 処理区 ・ 小国地区	小国地区汚水処理場 (世羅町大字小国4691番地2)

■世羅町下水道事業の概要②

(2) 令和8年3月31日時点の整備状況等

事業	計画面積	整備済面積 (整備率)	処理区域内人口	水洗化人口 (水洗化率)
公共下水道	100 ha	98 ha (98.0 %)	1,626 人	808 人 (49.7 %)
特定環境保全公共下水道	12 ha	12 ha (100.0 %)	145 人	106 人 (73.1 %)
農業集落排水	52 ha	52 ha (100.0 %)	619 人	528 人 (85.3 %)
計	164 ha	162 ha (98.8 %)	2,390 人	1,442 人 (60.3 %)

※住民基本台帳人口…14,052人 (R8.3.31)

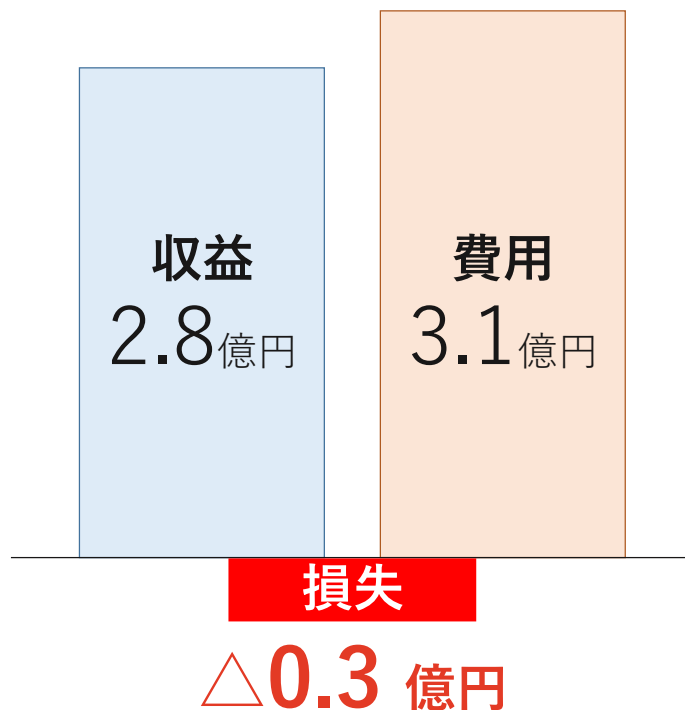
令和7年度決算概要（経営成績）

【主な収益】

総収益	275,281千円	構成比率
下水道使用料	43,908千円	16.0%
一般会計負担金	120,054千円	43.6%
長期前受金戻入	108,388千円	39.4%

※長期前受金戻入

→施設整備時に受け取った補助金等を、毎年度収益として計上するもの。



【主な費用】

総費用	307,185千円	構成比率
委託料	82,450千円	26.8%
人件費	32,943千円	10.7%
修繕費	18,052千円	5.9%
動力費	8,547千円	2.8%
減価償却費	147,183千円	47.9%
支払利息	9,691千円	3.2%

※減価償却費

→施設などの固定資産の取得費用を、使用する期間にわたって毎年度少しずつ費用計上するもの。

□経営成績のポイント

①一般会計負担金

使用料収入の2.7倍

収益全体の43.6%を一般会計負担金が占める。使用料収入の約2.7倍、1.2億円を一般会計に負担してもらっている状況。

→それでも、3,000万円超の赤字。

②委託料

総費用の26.8%

委託料は約8千万円、費用の26.8%を占める。処理施設の運転管理などを委託するための費用。

→下水道使用料では、委託料を賄えない。

③当年度純損失

△3,190万円

収益約2.8億円に対して費用約3.1億円となり、費用が収益を上回る結果となった。

→3,190万円の当年度純損失。

令和7年度決算概要（財政状態）

持っているもの

約55.2億円

固定資産

95.3%

52.6 億円

土地、建物、構築物、機械など、長期間にわたり事業に使用する資産

うち、構築物（下水道管など）が46.5 億円

流動
資産

2.6 億円

4.7%

現金預金や未収金など

=

資産をどう集めたか

約55.2億円

借入金

19.2%

10.6 億円

繰延収益

68.3%

37.7 億円

固定資産の取得の際に受け取った補助金など

資本

11.9%

6.6 億円

□財政状態のポイント

①資産

固定資産 95.3%

資産の95.3%が固定資産で、その中心は下水道管などの構築物となっている。
下水道事業は多額の施設を保有して事業を行う特徴がある。

②財源

繰延収益 68.3%

資産形成の大部分を、補助金等が支えている。
繰延収益は借入金とは異なり、通常、将来返済するものではない。

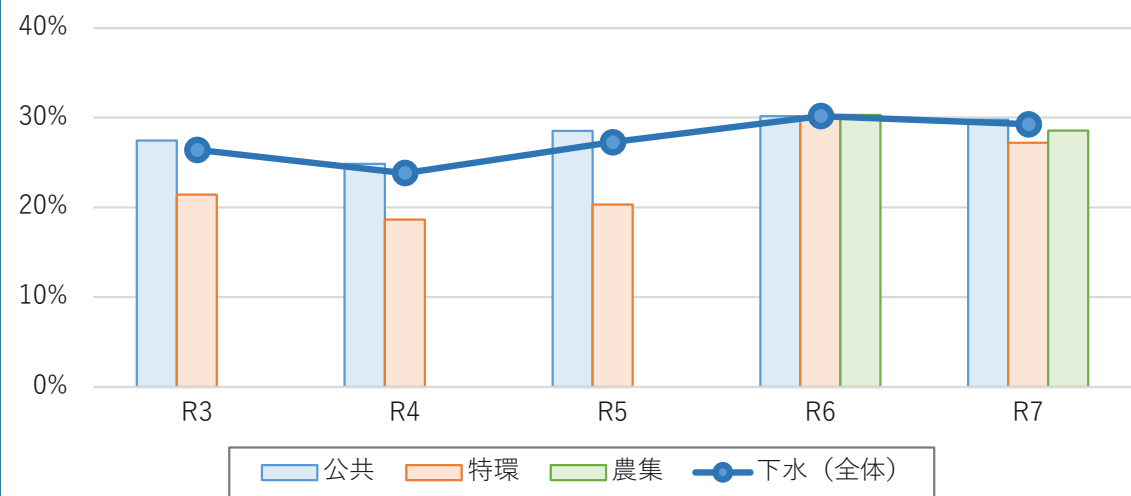
③借入金

借入金 19.2%

施設整備などのために借り入れた、借入金残高は、資産総額に対して19.2%（10.6億円）となった。

■ 世羅町下水道事業の経営成績（経費回収率）

【経費回収率の推移】



経費回収率

使用者が負担すべき汚水処理費用を、下水道使用料でどの程度賄えているか示す指標。
100%以上が望ましい。

下水 (全体)

使用料収入で費用を賄えていない状況。
一般会計からの繰入がなければ経営危機。

公共

30%前後を推移している。
類似団体平均を下回っている状況。

特環

R6より若干の増加が見られたものの、30%程度に留まっており、類似団体平均を下回っている状況。

農集

30%前後を推移している。
類似団体平均を下回っている状況。

	R3	R4	R5	R6	R7
下水 (全体)	26.4 %	23.8 %	27.3 %	30.2 %	29.3 %
公共	27.4 %	24.9 %	28.5 %	30.2 %	29.8 %
特環	21.4 %	18.6 %	20.3 %	29.9 %	27.2 %
農集	—	—	—	30.3 %	28.5 %

公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道

農集：農業集落排水

■世羅町下水道事業の課題

課題

1

使用料収入の減少
(収益の減少)



人口減少や節水機器の普及による
使用料収入の減少。

下水道使用料収入は下水道事業運
営の柱であるため、重要課題。

課題

2

異なる使用料体系



公共下水道（特環含む）と農業集
落排水で使用料体系が異なる。

使用水量に関わらず、世帯人数で
使用料が決定される。

課題

3

一般会計の補助
(費用負担の原則)



下水道事業の運営にかかる費用を
下水道使用料で賄っていない。

一般会計からの補助金に依存して
いる状況。

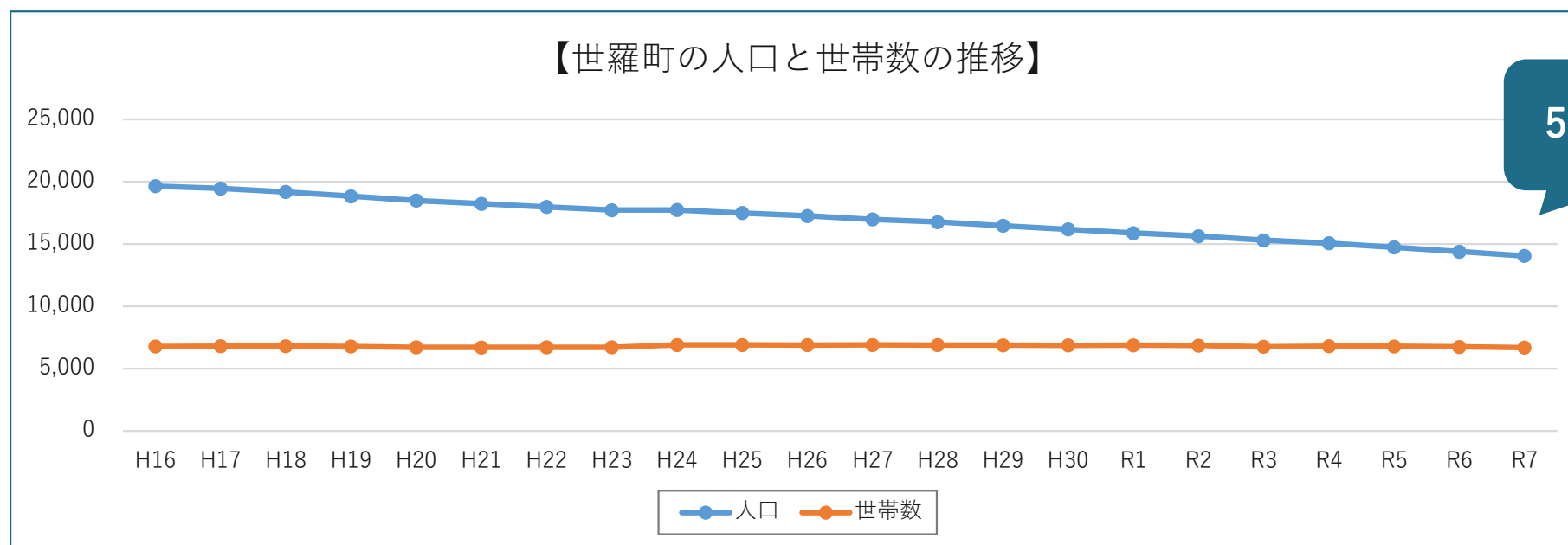
■世羅町下水道事業の経営環境①

課題
1

(1)世羅町合併からの人口・世帯数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	19,657	19,456	19,180	18,833	18,494	18,229	17,984	17,727	17,732	17,488	17,253	16,979	16,772	16,466	16,175	15,885	15,634	15,303	15,070	14,739	14,388	14,052
世帯数	6,778	6,806	6,810	6,782	6,718	6,708	6,718	6,717	6,898	6,900	6,907	6,900	6,897	6,879	6,870	6,879	6,855	6,762	6,809	6,797	6,753	6,704

※住民基本台帳より



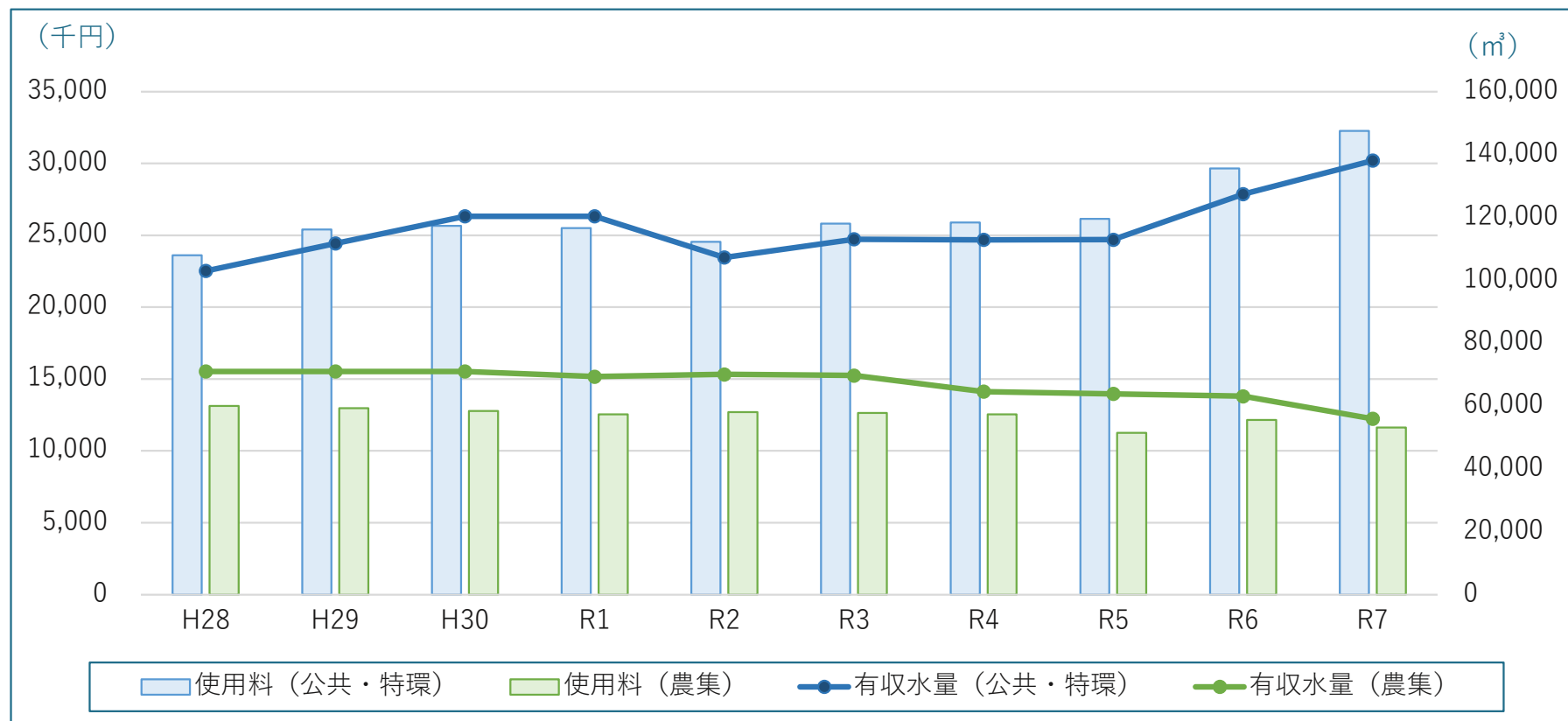
5,605人減



世帯数が横ばいで、人口減少が続いている状況。
➡ 今後も人口減少が続く見込み。

(2) 使用料収入と有収水量の推移

※有収水量…使用料算定の対象となった処理水量。



農業集落排水の有収水量が減少傾向にある。
➡ 下水道使用料収入の減少は今後も続く見込み。

■ 世羅町下水道事業の異なる使用料体系

■ 公共・特環使用料（従量制）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10m³まで	3,300円	11m³ ～ 100m³	165円
		101m³ ～ 200m³	231円
		201m³ ～ 1,000m³	242円
		1,001m³ ～	253円

水道の使用水量に応じて、
下水道使用料が決定される。

■ 農業集落排水使用料（人頭制）

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
1 世帯	1,650円	1 人あたり	550円

水道の使用水量に関わらず、
世帯人員に応じて下水道使用料
が決定される。



公共下水道（特環含む）と農業集落排水とでは、使用料体系が異なる。

■ 人頭制について

人頭制とは

- ・ 使用水量ではなく、世帯人数に応じて使用料を算定する使用料体系。
- ・ 水道メーターが整備されていない時代や、井戸水などの使用が多い農業集落排水事業などで採用されてきた。

■ 農業集落排水使用料（人頭制）

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
1 世帯	1,650円	1 人あたり	550円

(例) 1 人世帯 … 2,200円
2 人世帯 … 2,750円
3 人世帯 … 3,300円



使用水量が異なっても、世帯人数が同じであれば使用料金は同額。
→ 使用実態との乖離が生じる場合がある。

■地方公営企業について（下水道事業）

課題

3

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給や下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っています。

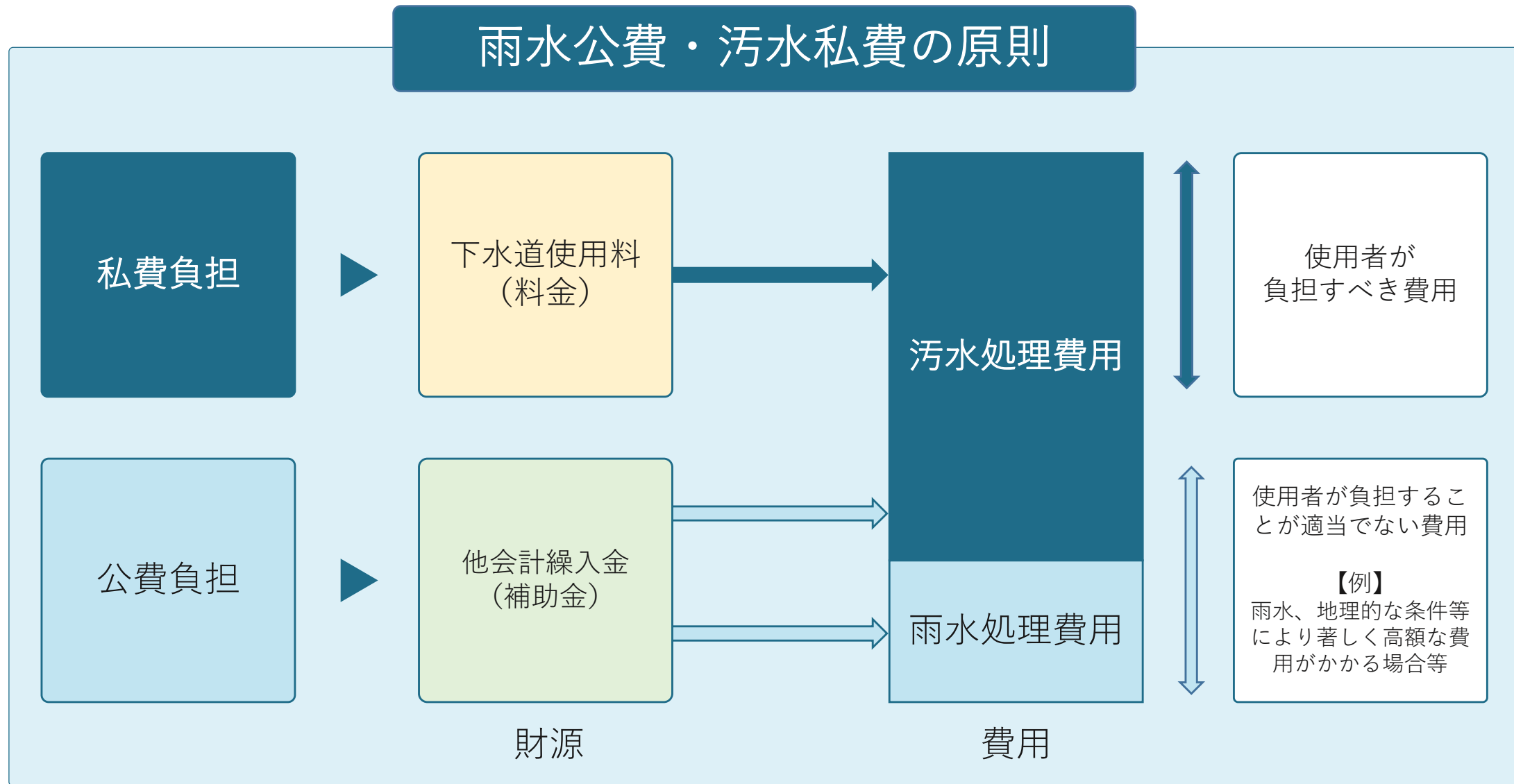
こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業（公営企業）」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、病院事業等がその代表的なものです。

地方財政法第6条において、公営企業は**独立採算制**を原則とした企業と規定されている。



独立採算制＝下水道の運営にかかる費用は、下水道使用料（料金）で賄う。

■ 下水道事業の費用負担の原則



下水道事業は、税の投入を前提に制度設計されている。

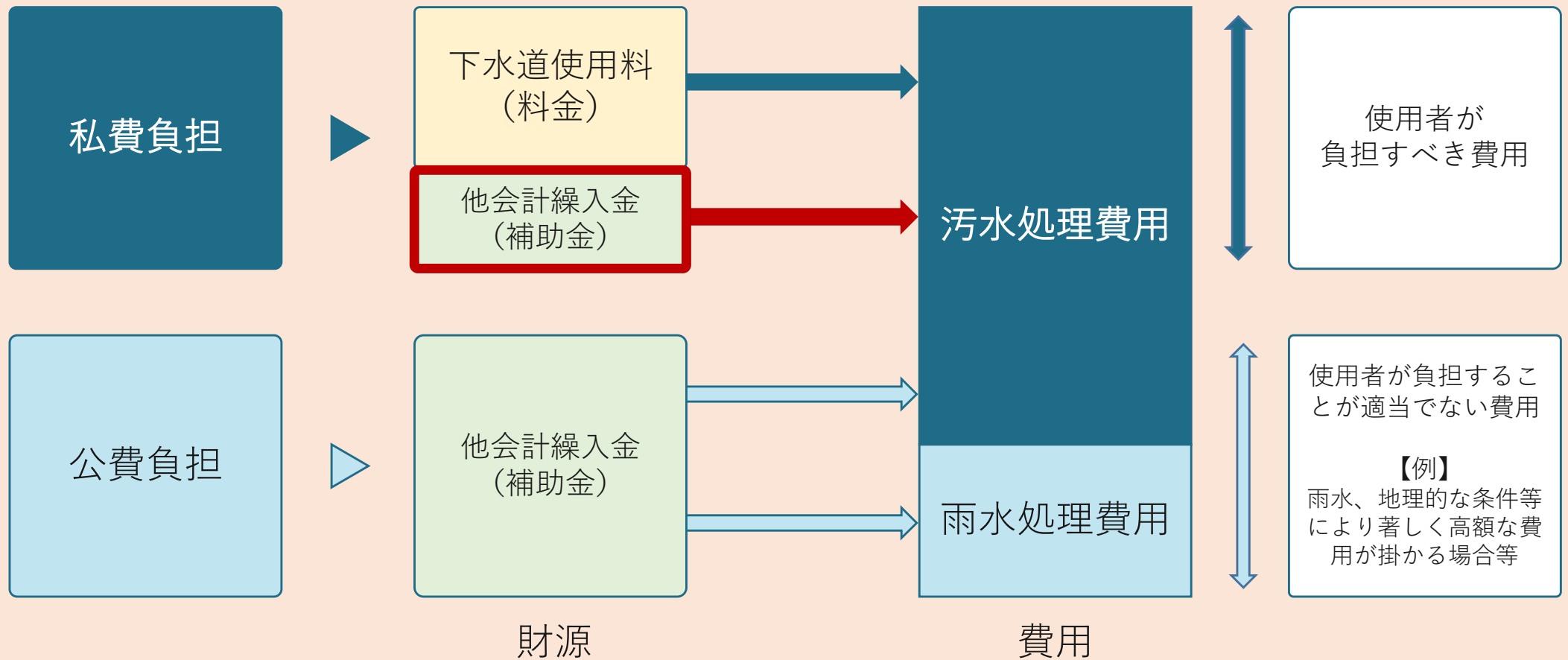
■ 下水道使用料の考え方（污水私費）

負担区分	污水・雨水	費用の性質	財源
私費負担	污水处理費用	使用者が特定可能な 污水の処理にかかる費用	下水道使用料収入
公費負担	污水处理費用	污水处理費用であるものの 地理的な条件等により著しく高額 な費用となる場合の公費負担分	他会計繰入金 (総務省が定めた繰出の基準)
	雨水処理費用	自然現象に起因する 雨水の処理にかかる費用	他会計繰入金 (総務省が定めた繰出の基準)



污水处理費の一部と雨水処理費の全額は公費負担。

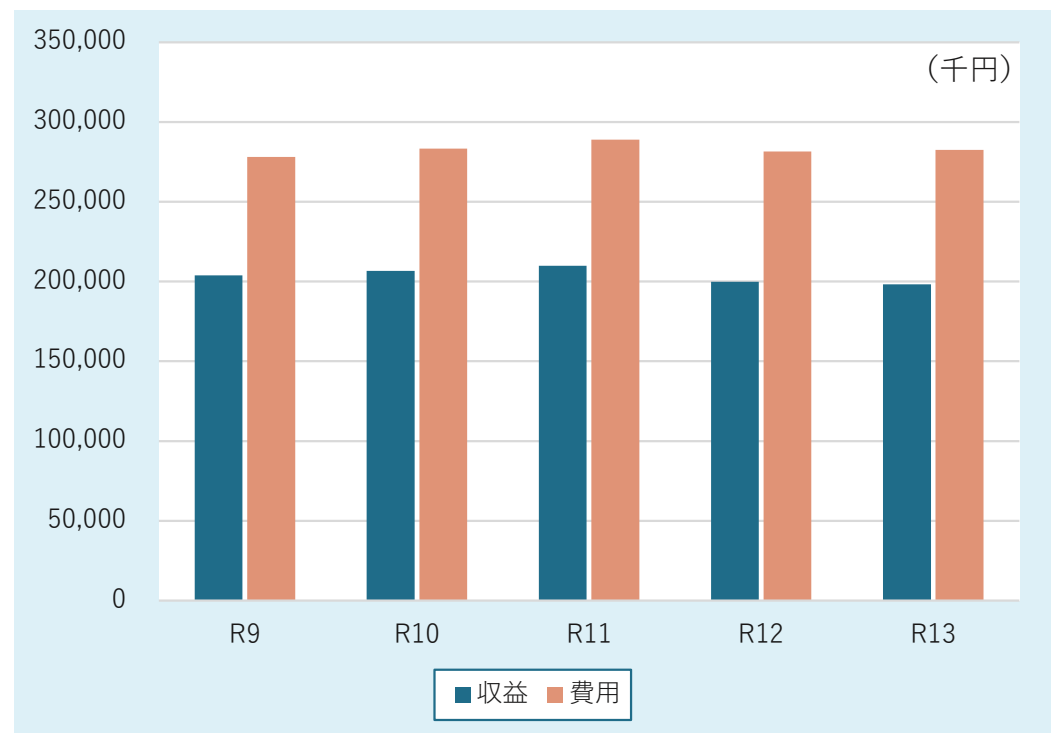
世羅町下水道事業の課題



費用負担の原則（基準）を超えた税の投入。（基準外繰入）

■下水道事業経営の見通し_赤字

□収益と費用の見込み



	5 年間	単年平均
収益	約 1 0 億円	約 2 億円
費用	約 1 4 億円	約 2 . 8 億円
利益(損失)	△ 4 億円	△ 0 . 8 億円

赤字部分は、一般会計が負担

※収益には、下水道使用料以外の収益も含む
(一般会計が負担すべき費用に対する繰入金等)



下水道使用料やその他の収益で賄えている費用は**70%**程度。
➡費用負担の原則を超えた補助金を受けなければ、経営が立ち行かない。

課題
3

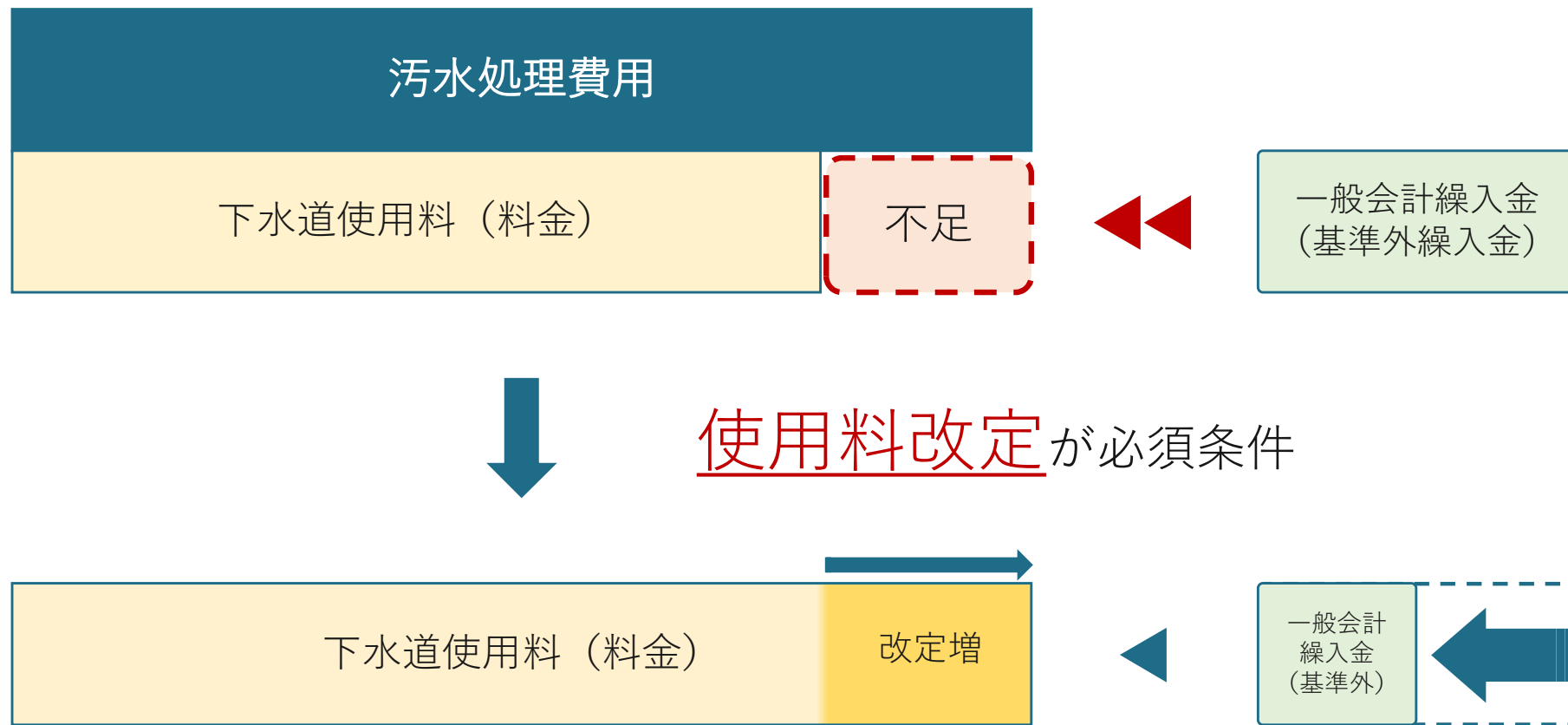
議題

0 1. 現状と課題

0 2. 課題解決に向けて

0 3. 使用料体系

■ 課題解決に向けて①使用料改定



使用料改定が必須条件



- ① 経費回収率の向上（処理にかかる費用を下水道使用料で賄う）
- ② 一般会計の負担軽減

■ 課題解決に向けて②使用料体系の見直し

■ 公共・特環使用料（従量制）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10m ³ まで	3,300円	11m ³ ～ 100m ³	165円
		101m ³ ～ 200m ³	231円
		201m ³ ～ 1,000m ³	242円
		1,001m ³ ～	253円

水道の使用水量に応じて、
下水道使用料が決定される。

■ 農業集落排水使用料（人頭制）

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
1 世帯	1,650円	1 人あたり	550円

水道の使用水量に関わらず、
世帯人員に応じて下水道使用料
が決定される。

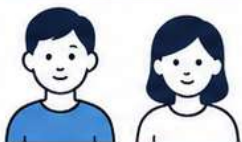


異なる使用料体系が、使用料改定の障壁となる。
➡従量制への移行を図る。

■ 人頭制から従量制へ

人頭制

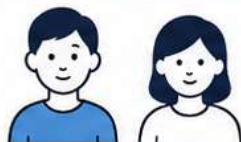
A世帯（2人）



使用水量
10 m³

<

B世帯（2人）



使用水量
30 m³

使用料
2,750円

=

使用料
2,750円



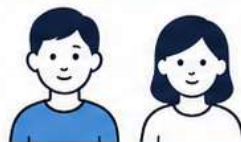
使用水量が多くても
負担は変わらない

使用料の負担を
比べた公平性



従量制

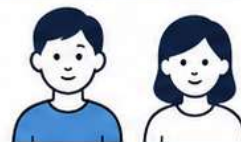
A世帯（2人）



使用水量
10 m³

<

B世帯（2人）



使用水量
30 m³

使用料
3,300円

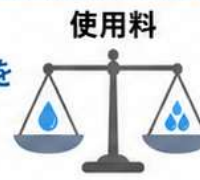
<

使用料
6,600円



- 使用水量が多いほど負担も増える
- 負担の差が使用水量の差に応じている

使用料の負担を
比べた公平性



使用水量に応じた負担（使用料）とすることで公平性を確保

■ 本審議会での重点審議事項

現状



公共下水道 → 従量制

	10m ³	→	3,300円
	30m ³	→	6,600円



農業集落排水 → 人頭制

A世帯(2人)	10m ³	→	2,750円
B世帯(2人)	30m ³	→	2,750円

見直しを検討

同じ町内、同じサービスで
使用料金が異なっている。

審議事項



農業集落排水の使用料体系を、
従量制へ移行する。

1. 使用水量に応じた負担
2. 農集の使用料体系を見直し
3. 下水道事業全体の
使用料改定への第一歩

移行時期や、激変緩和についても併せて検討



農業集落排水の使用料体系の見直しについて、ご意見をいただきたい

議題

0 1. 現状と課題

0 2. 課題解決に向けて

0 3. 使用料体系

■ 公共・特環_現行の使用料体系

■ 公共・特環使用料（従量制）

基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料
10m ³ まで	3,300円	11m ³ ～ 100m ³	165円
		101m ³ ～ 200m ³	231円
		201m ³ ～ 1,000m ³	242円
		1,001m ³ ～	253円

（計算例）

1ヶ月に26m³使用した場合 ➡ 5,940円

・ 基本使用料 10m³ …………… 3,300円

・ 超過使用料 16m³ × 165円 = 2,640円

■ 使用料体系の解説

① 基本水量制 … 基本水量までは使用料が一定。（世羅町は10m³）

② 累進使用料制 … 使用水量の増加に応じて、使用料単価が上昇。（世羅町は4区分）

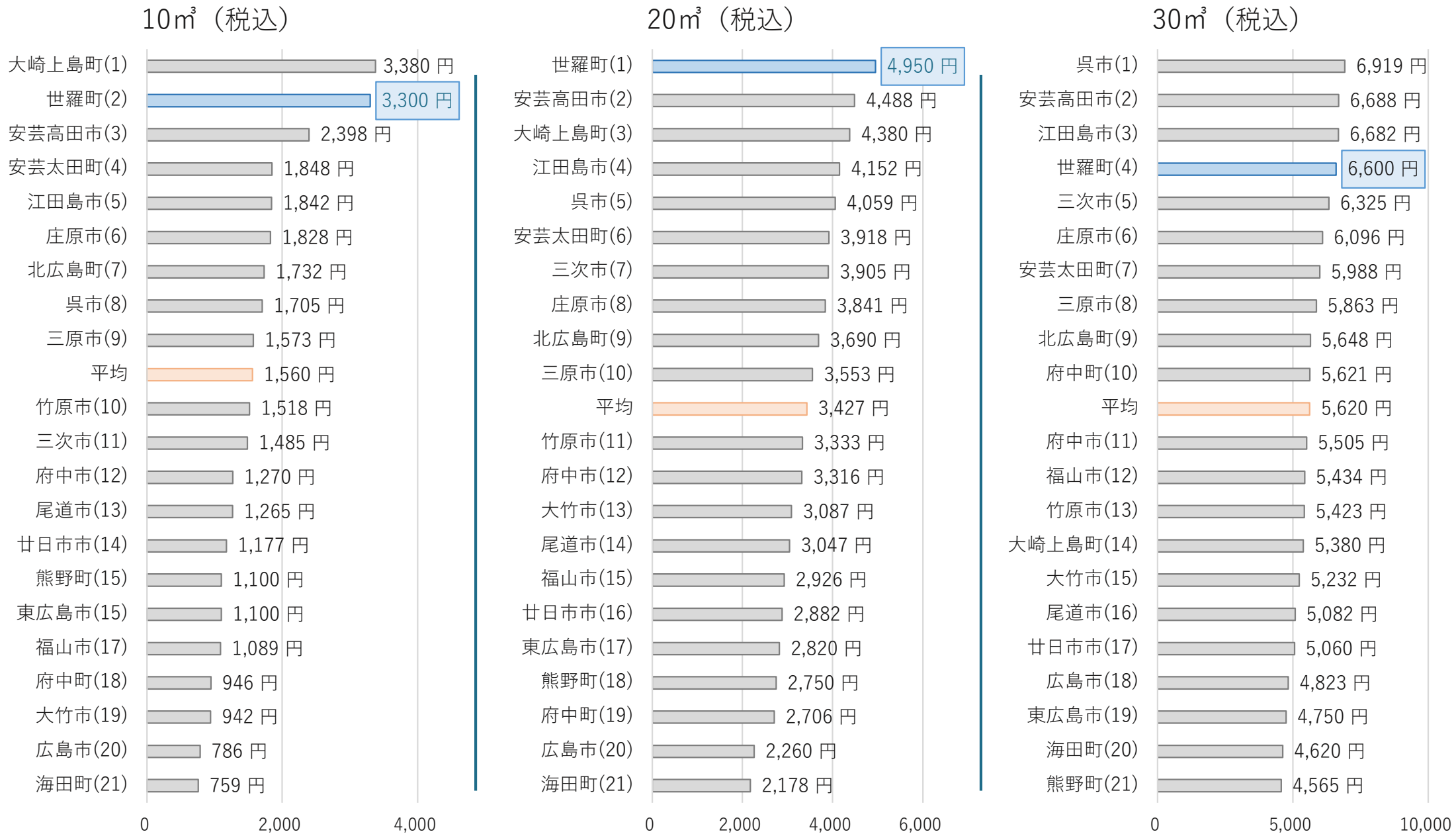
※水道水以外を使用している場合

認定水量・・・1世帯10m³

1名増加するごとに5m³を加算。

6人目からは、1名増加するごとに2m³を加算。

■ 広島県内の下水道使用料比較（従量制）



■農集_現行の使用料体系

■農業集落排水使用料（人頭制）

	基本使用料	世帯人員割	超過使用料
1 世帯	1,650円	1 人あたり	550円

（計算例）

1 人世帯 … 2,200円
2 人世帯 … 2,750円
3 人世帯 … 3,300円

■使用料体系の解説

① 人頭制 … 世帯人数に応じて使用料を算定する使用料体系。

メリット	デメリット
・ 使用料体系が明快 ・ 水量の把握が不要 ・ 収入を予測しやすい	・ 排水量が料金に反映されない ・ 負担の公平性に課題 ・ 世帯人数の把握が必要

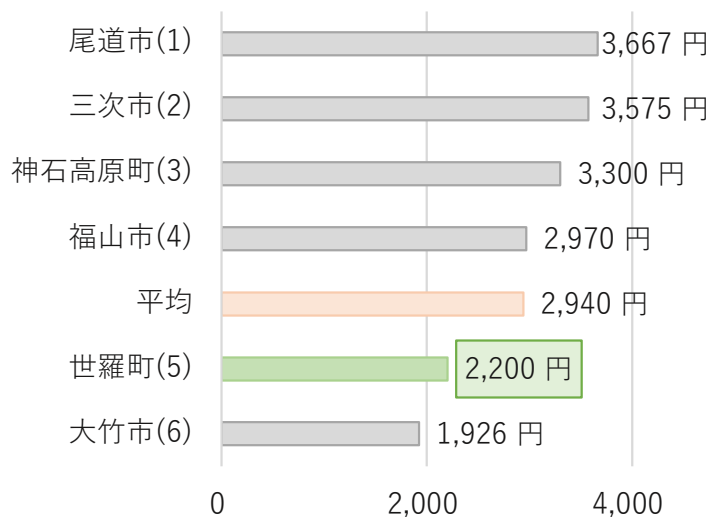


井戸水のみを使用（メーターがない）、または、水道水と井戸水を併用している場合を除き、一般的には従量制を採用している団体が多い。

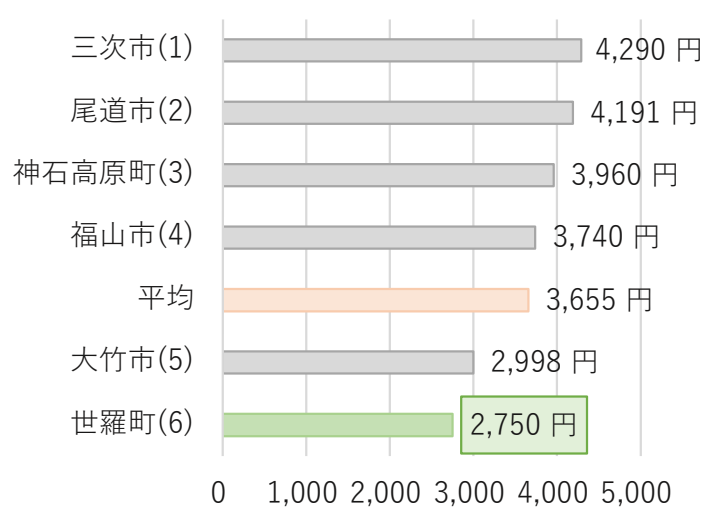
■ 広島県内の下水道使用料比較（人頭制）

※人頭制を採用している事業（主に農集）の下水道使用料

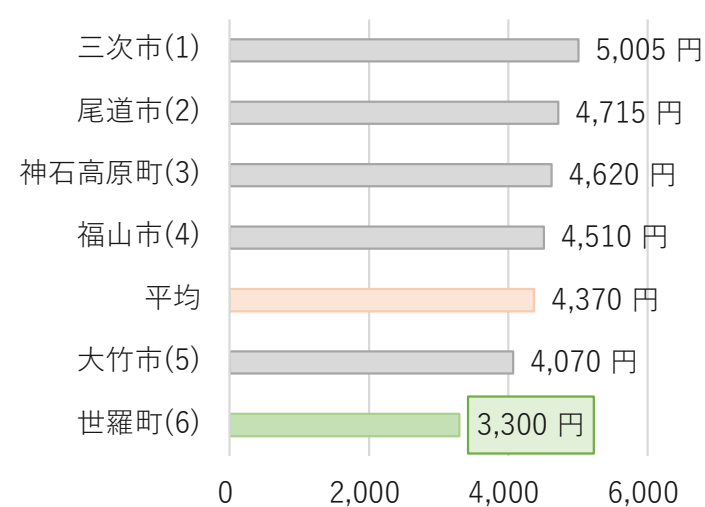
1人世帯（税込）



2人世帯（税込）



3人世帯（税込）



人頭制で比較すると、県内でも低い下水道使用料となっている。

■第1回経営審議会のまとめ

課題

1

使用料収入の減少

課題

2

異なる使用料体系

課題

3

一般会計の補助
(費用負担の原則)

使用料の見直し、改定が急務



世羅町下水道事業会計では、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、農業集落排水の3事業を実施しております。

今回の経営審議会では下記の理由により、**農業集落排水**の使用料体系の見直しを検討します。

- ① 下水道事業全体の使用料改定に向け、使用料体系の見直しを図る
- ② 使用水量に応じた負担となるよう、従量制への移行を図る
- ③ 農業集落排水については整備が完了しており、処理区域内人口の減少に伴う使用料収入の減少が顕著

■第2回経営審議会での議題（予定）

議題

1

農集経営見通し

農業集落排水の収支計画をもとに、どの程度の改定率とするか検討を行います。

経費回収率の向上や一般会計繰入金の抑制など、多面的な視点から検討が必要となります。

議題

2

使用料算定

使用料算定の仕組みや使用料改定の流れなど、基礎的な項目の解説を行います。

現行の使用料体系の特徴や他市町の情報についても併せて解説します。

議題

3

使用料体系

議題2の改定率を達成できる使用料体系（料金表）の検討を行います。

人頭制から従量制への移行による、負担構造の変化、影響額について検討が必要となります。

次回
日程

2026年

10月16日 金 13：30～

世羅町役場 2 階 第 1 会議室